



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月8日(金) 第9942号

目次

ページ

告 示

- 群馬県准看護師試験の実施(医務課) 2
- 群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示(建築課) 3
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) 4

公 告

- 土地改良区の管理規程変更認可(農村整備課) 4
- 開発工事の完了(建築課) 4

正 誤

- 令和3年6月8日群馬県監査委員告示第7号 5
- 令和3年8月24日群馬県監査委員公告第8号 5
- 令和3年8月24日群馬県監査委員公告第9号 5

■ 告 示

◎群馬県告示第265号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年10月8日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 試験日時及び方法 令和4年2月6日(日)午後1時30分から 筆記試験
- 2 試験場所 高崎市岩押町12番24号 Gメッセ群馬
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、令和4年3月4日(金)午後5時までに卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業判定証明書(指定養成所を卒業できると判定されたことを証する書面)若しくは修業判定証明書(指定養成所で准看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面)を提出すること。
なお、同日までに卒業判定証明書又は修業判定証明書を提出した者は、同月11日(金)までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
 - (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
 - (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円(群馬県収入証紙又は払込書による。)
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 令和3年12月1日(水)から同月3日(金)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。)
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 令和4年3月10日(木)午前10時 群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 令和4年3月10日(木)から同年4月8日(金)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人数に達し次第、願書の配布は終了する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係(電話027-226-2538)に問い合わせること。

◎群馬県告示第二百六十六号

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

群馬県建築計画概要書等閲覧規程(昭和五十年群馬県告示第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「閲覧所」を「建築計画概要書等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(委任)

第七条 この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第267号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和3年11月13日から適用する。

令和3年10月8日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県発明協会 太田市吉沢町1058-5(一般社団法人群馬県発明協会太田出張所(東毛産新田みどり農業協同組合 太田市尾島町512-4(尾島支店)業技術センター内)」を「一般社団法人群馬県発明協会 太田市吉沢町1058-5(一般社団法人群馬県発明協会太田出張所(東毛産業技術センター内))」に改め、

「一般社団法人群馬県猟友会 太田市岩松町141-2(新田みどり農業協同組合 太田市世良田町1526-1(新田みどり農業協同組合 太田市新田木崎町1190-2

田猟友会) 世良田支店) を「一般社団法人群馬県猟友会 太田市岩松町141-2(新田みどり農業協同組合 太田市新田木崎町391-1(南支店) 田猟友会) (木崎支店)」に改める。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 土地改良区の名称 早川土地改良区
- 2 管理規程により管理を行う施設 早川貯水池
- 3 管理規程の概要

(1) 貯水、放流又は取水に関する事項

貯水池の満水位は、標高223.60メートルとし、常時における水位をこれより上昇させてはならない。

(2) 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

貯水池管理責任者は、貯水池やその附帯施設を操作するために必要な機械、設備等を常に良好な状態に保つための点検整備を行わなければならない。

(3) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

貯水池管理責任者は、降雨により貯水池に被害が生じるおそれがあると認めた場合は、すみやかに理事長に報告し、その指示を受けるとともに、洪水警戒体制をとらなければならない。

4 認可年月日

令和3年9月29日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年10月8日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1460-2	邑楽郡邑楽町大字狸塚2391番地 KSハイ ツパートⅡ106号 提箸佑太
2	佐波郡玉村町大字樋越150-4	前橋市堀越町743番地13 エズ・ヴィラー ジュ B-201号 古澤裕也、古澤京子

■ 正 誤

○告示正誤

令和3年6月8日群馬県監査委員告示第7号(包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9907号	2	15	第7号	第1号

○公告正誤

令和3年8月24日群馬県監査委員公告第8号(監査結果の公表)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9929号	2	2	第8号	第7号

○公告正誤

令和3年8月24日群馬県監査委員公告第9号(監査結果に基づく措置状況)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9929号	5	28	第9号	第8号

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111